

中国知的財産権関連法令の改正最新動向

近時、商標法や著作権法のパブリックコメント用改正草案が公表されるなど、知的財産権分野の重要法令に関する大型改正の機運が高まっています。今回は、最近公布された重要法令やパブリックコメント用草案を取り上げ、中国の知的財産権分野における最新動向を紹介します。

I. 「商標法」改正草案のパブリックコメント募集

2012年12月に開催された第11期全国人民代表大会常務委員会第30回会議において「中華人民共和国商標法改正(草案)」の第1回審議が行われ、審議後の草案が12月28日付でパブリックコメント募集のため公表されました(以下「本改正案」といいます)¹。2009年と2010年には国家工商総局から、2011年には国务院法制弁公室から²(以下「2011年改正案」といいます)パブリックコメント用草案が公表されており、いよいよ全人代のレベルにまで上がってきたもので、順調に進めば年内にも正式な改正法が公布される可能性があります。以下、本改正案の重要な改正点について説明します。

1. 出願可能な商標の種類

(1) 商標として出願可能なもの

2011年改正案では「音声」を出願可能な商標に追加しました。本改正案ではさらに、「使用により顕著な特徴を取得した、単一の色」も商標として登録出願可能としました。これらは「新しい商標」と呼ばれるもので、前者はTVCMで社名にロゴディを付けて流すものが典型であり、後者はコーポレートカラーとして単一の色彩を採用するような例が挙げられます。

(2) 商標として出願できないもの

2011年改正案にて「欺瞞性を帯び、公衆に商品の品質などの特徴又は産地を誤認させやすいもの」が追加され、これは本改正案でも維持されています。これは、原産地を誤認させることを意図した商標等の登録を認めない趣旨と解されます。

2. 一出願多区分

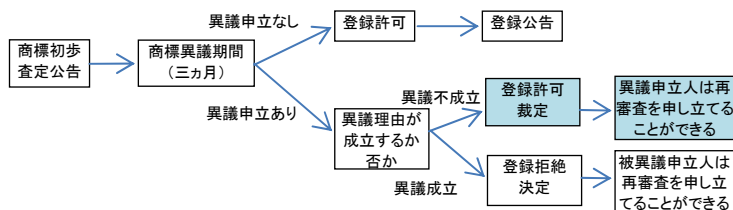
2011年改正案と同じく、本改正案においても、一件の商標出願をもって、複数の類別における商品区分について同一の商標の登録出願ができるとの規定が追加されており、現行法の一出願一区分に比べ出願費用と手間の減少が期待できます。

3. 商標異議手続の申立人及び申立理由の制限

2011年改正案と同じく、本改正案においても、商標異議申立人及び申立理由が制限されています(現行法では特段の制限なし)。本改正案では、商標異議申立人は「先行権利者又は利害関係者」に制限され、申立理由は「第13条」(馳名商標)、「第15条」(代理人の不正出願)、「第16条第1項」(地理的表示)、「第30条」(初歩査定公告)、「第31条」(先願登録)、「第32条」(同日出願)に違反した場合に制限されることになりました。

4. 商標異議申立手続の簡素化

【現行法】



現行法では、商標局が異議不成立の裁定を下した場合、異議申立人が再審査を申し立てると、その間は商標登録が遅延することになります。本改正案では上図の青色部分が下図のように変更されました。異議不成立の場合、直接に商標登録公告が行われ、迅速な権利取得が可能となります。これに対して異議申立人は再審査を申し立てることができず、不服があれば商標登録公告後に商標登録無効審判を申し立てることになります。

本ニューズレターの執筆者



のむら たかし
野村 高志
カウンセラー
弁護士



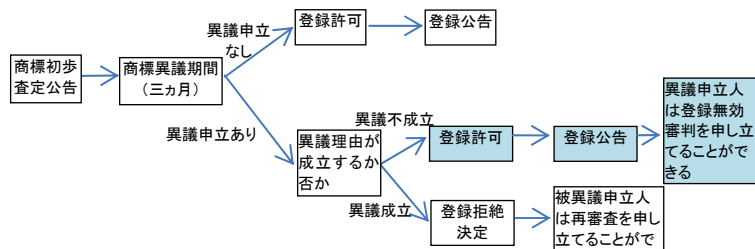
とき しょうなん
時 蕭楠
フォーリンアトローニー
(中国法弁護士)

本稿は、みずほコーポレート銀行発行の Mizuho China Monthly (2013年2月号)に掲載されたものです。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室
(電話: 03-5562-8352 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

【本改正案】



※本改正案では「商標登録の無効」は登録商標が始めから存在しなかったとされ、「商標登録取消」は取消決定を出した日より登録商標が消滅します。

5. 登録商標が指定商品の普通名称となった場合

本改正案では、登録商標が指定商品の普通名称(その商品を表す一般的名称となり、商標の出所の識別力を失ったもの)となった場合、何人も商標局に商標登録取消を申請できると規定されています。これは普通名称化した商標は登録商標として保護しないという趣旨の規定と理解されます。登録商標の保有者としては、第三者による当該商標の使用状況のチェックを含め、普通名称化防止のための措置を取る必要があると言えます。

6. 他人の商標の不正な商号使用

消費者等によく知られた商標を、第三者が無断で、中国で会社の商号として登記し、自己の商品等の表示に使用するという不正使用行為が後を絶ちません。この点、現行の商標法実施条例第 53 条では、他人の馳名商標を商号登記し、公衆への欺瞞又は誤認を引き起こす虞がある場合に、人民法院への提訴や地方工商局への処理申請ができるとされており、馳名商標の場合に保護が限定されていました。

本改正案では、他人の馳名商標、登録商標を商号として使用し、公衆を誤認させ不正競争行為を構成した場合は、反不正当竞争法に基づいて処理するとされ、登録商標も保護対象に入るなど権利保護強化が企図されています。ただ、反不正当竞争法上は、かかる場合に当該商号を取消することができるといった具体的な規定がありませんので、実務上の対応について不明確な点が残るように思われ、今後の進展に注意する必要があります。

7. 商標権侵害行為の重罰化

模倣品などの商標権侵害行為に対して、地方工商局が処理を行って罰金を課す場合について、現行の商標法実施条例の規定よりも加重し、不法経営額³が 5 万元以上の場合は、その額の 5 倍以下の罰金を課すことができ、不法経営額がないか又は 5 万元未満の場合は、25 万元以下の罰金を課すことができるとしています。

また再犯者に対する重罰化として、5 年以内に商標権侵害

行為を 2 回以上実施するか、その他の重大な情状がある場合は、より厳重に処罰しなければならないと規定しています。

8. 損失を確定できない場合の賠償金額

商標権の侵害行為に対する民事損害賠償額の算定方法については、①権利者が権利侵害を受けたことによって被った実際の損失、②権利侵害者が権利侵害することによって獲得した利益、③登録商標の使用許諾料に基づくとされていますが、本改正案では、悪意による侵害行為で情状が重大な場合に、算定された賠償額の 1 倍から 3 倍の範囲で賠償額を定めることができるとして、侵害行為への懲罰的な効果を狙っています。

また、2011 年改正案と同じく、本改正案においても、上記①～③のいずれの方法でも算定が困難である場合、人民法院が権利侵害行為の状況により、100 万元以下の損害賠償を命じることができるとしています。つまり、損害を確定できない場合に裁判官が裁量で賠償を命じることができる最高額が、現行法の 50 万元から 100 万元に引き上げられることとなります。これは 2008 年公布の改正専利法とも平仄を合わせたものです。

今回の商標法の改正内容からすれば、日系企業の中国におけるブランド戦略にも広範な影響を及ぼすと思われ、引き続き注意が必要です。

II. 職務発明に関する立法動向

国家知的財産権局が 2012 年 4 月 28 日付で発表した「2012 年立法計画」の中でも、職務発明制度の強化が企図されていることが伺われました。2012 年 11 月 12 日には「職務発明条例草案」(以下、「条例草案」といいます)が公表されてパブリックコメント募集が行われ⁴、2012 年 11 月 26 日には「職務発明者の合法的權益の保護を一層強化し、知的財産権の運用・実施を促進することに関する若干の意見」(以下、「職務発明意見」といいます)が公布されました⁵。

これらの内容からすると、国家知的財産権局は職務発明者の權益保護に相当傾斜した考えに立っていることが伺われます(この点、条例草案については、中国内外の企業や専門家から強い批判的意見が提出されたようであり、今後の動向が注目されます)。以下、国家知的財産権局がどういった点から職務発明制度の強化を図ろうとしているかについて説明します(国有企業のみ適用される条項は省略します)。

1. 職務発明意見の要点

(一) 報酬支払義務に関する具体的規定

(1) 報酬支払義務が生じる事由

どのような場合に報酬支払義務が生じるかについて、「専利

法実施細則」第 78 条では、会社等（中国語原文では「単位」。）が職務発明にかかる特許や技術秘密（ノウハウ）等を①「自ら実施」する場合と、②他社に「ライセンス」する場合しか規定していませんが、現行の一部の地方法規によれば、③第三者への「譲渡」も報酬支払義務が生じる事由の一つと解されます。今回の「職務発明意見」では、「譲渡」が報酬支払の生じる事由の一つであることが明確にされました。

(2) 譲渡の場合の報酬の確定方法

会社等が職務発明にかかる特許等を第三者に譲渡又はライセンスする場合の報酬の確定方法について、現行法では、一部の地方法規に規定されているほか明確にされていませんでした。

この点、「職務発明意見」では、関連技術の市場価額を参照し、職務発明者の報酬金額を合理的に確定しなければならないと規定しました。かかる規定によれば、中国現地法人における職務発明にかかる特許等について、当該現地法人から日本の本社へ低価格或いは無償にて譲渡又はライセンスする場合に、現地法人に属する職務発明者に対する報酬を少額又は無償とすることは許されず、当該技術の市場価額を参照して合理的に確定しなければならないこととなります。

(3) 報酬支払期間の明確化

「専利法実施細則」第 78 条では、報酬支払期間は明確にされていませんが、今回の職務発明制度の強化に伴い、以下のとおり報酬支払期間が明確になりました。

会社等が職務発明にかかる特許等について、第三者に譲渡又はライセンスする場合、譲渡の対価又はライセンスフィーが支払われてから 3 ヶ月以内に報酬を支給しなければなりません。会社等がかかる特許等を自ら実施し、職務発明者への報酬を現金により毎年支給する場合は、各会計年度が終了してから 3 ヶ月以内に支給しなければなりません。

(4) 報酬支払方式の明確化

「専利法」及び「専利法実施細則」上は、報酬の支払方法は現金のみですが、実際には株式の付与や職位の上昇等、さまざまな方法で報酬が支払われる例があります。他方、この点について法令で明確にされていないことから、現金以外の方法での支払は採用しない企業もあります。今回の「職務発明意見」において、報酬の支払方法を現実に即したものにするため、「株式」の付与による場合についても規定されました。

(二) 職務発明者の転職又は死亡後の場合の報奨金

「専利法」及び「専利法実施細則」等の関連規定には、職務発明者の転職又は死亡後の報奨金の支給に関する規定がなく、企業からこの点に関する質問を受けることがしばしばありました。今回の「職務発明意見」では、以下のとおり明確にさ

れました。

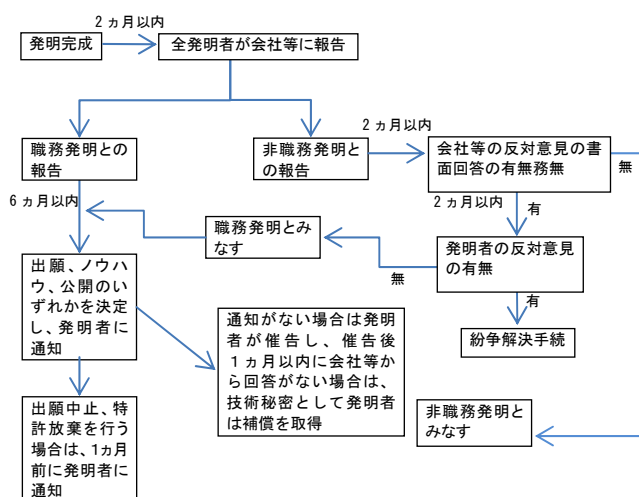
元の会社等と別途の約定をしている場合を除き、職務発明者が元の会社等と労働契約又は人事関係を解除或いは終了した後も、職務発明者が元の会社等より奨励金及び報酬を取得する権利に変わりありません。職務発明者が死亡した場合、職務発明者の奨励金及び報酬を取得する権利は、その相続人が承継します。

2. 条例草案の要点

上記の各事項は、「条例草案」にも全て盛り込まれていました。「条例草案」における、職務発明者の権益保護に立った、①職務発明の報告制度、②技術秘密（ノウハウ）への適用や職務ソフトウェア作品への参照適用、③会社等と職務発明者の間に別途の合意が無い場合の奨励・報酬の算定基準の引き上げ等の新たな規定については、中国内外の企業（中国国内有企業、外商投資企業、外国企業を含む）や専門家から強い反発を受けており、今後更に内容に変更が加えられていく可能性があると思われます。以下では、当局の考え方を理解する上で役立つと思われることから、上記①と②について説明します。

① 発明報告制度の導入

「条例草案」第三章では、職務発明が生じた場合の社内における報告制度の導入を義務づけています。その内容を整理すると以下のとおりです。



② ノウハウ、植物新品種、集積回路配置図設計、ソフトウェアの扱い

条例草案によると、本条例はノウハウ、植物新品種、集積回路配置図設計に適用され、ソフトウェアには参照のうえ適用されるとされており、職務発明の対象となる範囲が広がっています。

但し、これらの権利について規定する上位の法令自体には、まだ職務発明に関する具体的な規定がないという問題があるため、これらが職務発明の範囲に含まれることの妥当性については、なお議論が重ねられるものと思われます。

Ⅲ. 「著作権法改正草案」の意見募集

国家版權局は2012年7月6日から2012年7月31日にかけて、第2回「著作権法改正草案」についてのパブリックコメント募集を行い、意見募集後の修正案を同年末に国務院に提出しました。国務院で採択されれば、全国人民代表大会に提出されることとなりますが、正式公布まではまだ1年以上はかかるものと予想されます。以下では、本改正草案から読み取れる当局の立法意図について説明します。

1. 著作権の「合理的使用」に関する改正

今回の改正は、TRIPs 協定¹に基づきフェアユース制度を改正しようとするものです。TRIPs 協定の第13条では、「加盟国は、排他的権利の制限又は例外を、著作物の通常の利用を妨げず、かつ、権利者の正当な利益を不当に害しない特別な場合に限定する。」と規定しています。今回の改正案は、かかる規定を踏まえて、現行の著作権法の規定を以下のとおり改めています。

- (1) 現行の「著作権法」は、個人的な学習、研究又は鑑賞のために他人が公表した著作物を利用することは合理的な使用であると認めています。
- そこで、現在、インターネット上において無料でダウンロードできるコンテンツ(著作権者からのライセンスのないもの)の多くには「本ダウンロードは個人的な鑑賞のためにのみ提供するものです」との注意書きが付されています。ダウンロードする側も個人的な鑑賞のためにダウンロードするのですが、このような方法での無償利用が増えると、著作権者の利益が大きく損なわれることになります。このため、今回の改正案では、「個人的な鑑賞

- のため」との文言が削除されました。
- (2) また、「個人的な学習、研究のために利用する場合」においても、他人の著作物の一部しか利用することができないとされました。これにより、ネット上の著作物の不合理な利用を抑制することを企図しているものと思われます。
- (3) インターネットの急激な発展と法整備の遅れという現状を踏まえ、キャッチオール条項が追加されました。即ち、ある一定の行為について、それにより市場利益が失われるか又は権利者に損害を与える場合、規制を行うといった規定が置かれます。

2. 損害賠償条項に関する改正

経済の発展に伴い、著作権法上の損害賠償条項については時代遅れの感が否めず、特に、法定賠償金の引上げが必要と指摘されていました。そこで今回の改正案では、人民法院が損害を確定できない場合の法定賠償金の上限額が、50万元から100万元に引き上げられています。

また、現行法では、損害賠償金の算定方法として3つ挙げられており、これに先後の順位が付けられていますが、今回の改正案では、①権利者の実際の損失額、②権利侵害者の違法取得額、③権利の取引費用に係る合理的な金額、④100万元以下の法定賠償金の4つの算定方法が挙げられ、先後の順位はなくなりました。現行法では、立証が困難なため結果的に法定賠償金で対応しているケースが多く、今回の改正は、権利者の利益の更なる保護を図ったものと思われます。

中国の知的財産権に関する法令は、今後も随時重要な改正がなされる予定であり(例えば、日本の特許法、実用新案法、意匠法に相当する専利法や、不正競争防止法に相当する反不正当竞争法の改正作業も進められています)、引き続き注意が必要です。

¹ http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/lfgz/flca/2012-12/28/content_1749326.htm

² http://www.gov.cn/gzdt/2011-09/02/content_1939013.htm

³ 商標権の侵害者が、権利侵害行為により取得した売上額を意味します。

⁴ http://www.sipo.gov.cn/yw/2012/201211/t20121114_770441.html

⁵ http://www.sipo.gov.cn/tz/gz/201301/t20130105_782351.htmlにて公布された部門規章です。

⁶ http://www.gov.cn/gzdt/2012-07/10/content_2180033.htm

⁷ 世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の一部(附属書1c)を成す知的財産に関する条約(1994年作成)であり、正式名称は「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」です。

当事務所の中国ブラクティスは、日本と中華人民共和国間の国際取引及び中国内の法務案件に止まらず、香港・台湾・シンガポール等の中華圏やその他の国・地域に跨るクロスボーダーの国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、対日・対中投資、企業買収、契約交渉、知的財産権、コンプライアンス、独占禁止法、ファイナンス、労働、訴訟・紛争等の取引について、豊富な実務経験のある日本および中国の弁護士が中心となってリーガルサービスの提供を行っています。本ニュースレターは、クライアントの皆様へのニーズに即応すべく最新の法務関連情報を発信することを目的として発行しております。

(東京事務所の連絡先)

東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 〒107-6029

TEL: 03-5562-9260 FAX: 03-5561-9711~9714

E-mail: eapg@jurists.co.jp URL: <http://www.jurists.co.jp>

(北京事務所の連絡先)

〒100025 北京市朝陽区建國路 81 号 華貿中心 1 号写字樓 17 層 06 号

TEL: +86-10-8588-8600 FAX: +86-10-8588-8610

E-mail: info@juristsoverseas.cn